

新潟市江南区亀田地区体育施設  
設備機器管理・保守点検  
環境衛生・清掃等業務仕様書

令和5年7月

新潟市 江南区役所 産業振興課  
商工観光・文化スポーツグループ

電話：025-382-4689

FAX：025-381-7090

電子メール：sangyo.k@city.niigata.lg.jp

## 1 設備機器管理業務

指定管理者は、本施設の設備機器が正常に稼動し、利用者に対して適切な提供できるように常に監視及び点検、整備等必要な対応を行うこと。設備の維持管理については、関係する諸法令に従うのはもちろんのこと諸設備の機能を常に最良の状態に保ち、建物の安全を確保し経済的に運営に努めるものとする。

また、設備機器管理業務をやむを得ず再委託する場合は、事前に本市の承認を得ること。

### (設備管理の一般事項)

①安全に留意し、機器装置の能力を最大限発揮できるよう効率の良い経済運転操作を行い、かつ建物等の良好な環境の維持に努めるものとする。

なお、亀田総合体育館にはE S C O（エスコ）事業が導入されているため、指定管理者はE S C O事業者と協力し、より効率の良い経済運転操作を行うとともに、E S C O事業者で導入した機器について日常点検等で不具合を発見次第、本市及びE S C O事業者へ連絡すること。

※E S C O事業とは、Energy Service Companyの略称で、民間企業等が施設の省エネ診断・施工・維持管理等の業務を施設保有者から一括受託する事業のこと。E S C O事業者（E S C O事業を受託した民間企業等の事業者）が施設の省エネ改修工事費用を負担する代わりに、一定期間、改修工事の効果で削減された光熱水費分から経費と報酬を受け取るもの。

#### E S C O事業導入内容

- ・ガスコージェネレーションの導入
- ・ポンプ関係のI N V制御
- ・照明の人感センサー制御
- ・高効率E H Pへ更新
- ・省エネベルトへの更新
- ・ウォータースライダーポンプの人感センサー制御
- ・プールろ過逆洗の差圧制御
- ・中水利用による節水（非常時のみ）
- ・トイレの節水金具による節水
- ・太陽光発電の導入
- ・照明器具のL E D化
- ・E M S 導入（中央監視盤の更新）

②各機器装置の電流・電圧・圧力・温度等は定められた時間に個別に確認し、運転状態の良否、判定及び改善に寄与するものとする。

③運転中の異常の発見に留意し、事故の発生を未然に防止するとともに不測の事故発生時には、その拡大を防止し、二次的災害の発生を抑えるよう日常作業標準を作成し、訓練するものとする。

#### ④設備の非常装置

火災・停電・断水・地震等災害が発生し、又発生の恐れがある場合は、速やかに本市及び関係部署と連絡し、的確な措置をとることとする。

⑤定期整備

各設備、機器装置の正常な状態の維持並びに耐用年数の向上のため、定期整備計画を立案し、整備するものとする。

⑥特殊建築物の定期自主検査等に指定されたものについて管理計画を立て、本市の承認を得て、実施するものとする。

⑦官公庁検査の立会い・報告

検査立会いについては事前に内容把握し、検査官の指導事項について正確に報告する。

⑧工事立会い・監督

設備の整備、補修等については事前に本市の承認を得て行い、業者と打ち合わせ・指示・立会・監督にあたる。

⑨異常の確認

警備システムの異常の確認。異常があった場合は警察に通報を行う。

【設備の管理業務概要】

運転操作及び監視業務範囲

- ・受変配電負荷弱電設備
- ・空気調和機器設備
- ・給排水衛生設備
- ・建築設備
- ・消防設備、防火設備
- ・プール設備（亀田総合体育館のみ）

【設備の運転計画表の作成】

- ・建物設備等の使用時間帯による定常の運転計画を作成し目的に応じたケースごとに実施する。
- ・点検計画表を作成し、正確かつ厳重に励行する。

点検表の名称	記載事項1	記載事項2
日常巡視点検表	対象点検機器	点検項目
週間巡視点検表	対象点検機器	点検項目
月間設備管理点検表	対象点検機器	点検項目
年間(1/2)設備管理点検表	対象点検機器	点検項目

①小修理作業

各設備、装置類の機器の単一消耗部品の交換及び小修理作業を実施する。

②定期整備

各設備機器装置の正常な状態の維持並びに耐用年数の向上のため、定期整備計画を立案し、整備するものとする。

③特定建築物の定期自主検査等に指定されたものについて管理計画を立て、本市の承認を得て、実施するものとする。

## 【設備記録関連・データ管理業務】

- ①設備装置関係の日誌記録簿、作業標準及び関係図書類の業務
  - ・日誌類（運転日誌、点検日誌、作業日誌等）
  - ・記録類（総合定期設備、事故補修改良工事等）
  - ・作業標準（各々の主要単一作業毎に作成）
  - ・台帳類（主要設備、機器具等）関係図書類（建築竣工図等の保管）
- ②作業改善に伴う業務
  - ・設備管理員の相互教育
  - ・関連データの分析検討
  - ・保安管理上の改善及び整備事項の意見具申

## 【常駐技術員】

### 《一般事項》

常駐技術員の教育充実を計り、常に善良なる管理者の注意をもって設備の経済運転、監視を行うと同時に機器の維持管理・保全並びに運営にあたるものとする。

技術員の勤務、就業については、規律厳正を期し、指示要請事項に対しては、正確に察知し、運転の指示事項は確実に守り、監視は油断なく巡回点検は正確にかつ厳正に励行し、絶えず技術の向上に努めるものとする。

### 《勤務時間と要員数》

休館日を除く毎日 平 日 8:00～21:45の間 1名配置

日曜祝日 8:00～18:15の間 1名配置

休館日：年末年始（12月29日～1月3日）及び毎月第1・2・5月曜日

月曜日が祝日の場合は、その翌日

本市の指示がある場合は、この限りではない。

## 2 保守点検・環境衛生業務等

指定管理者は、本施設の施設及び設備機器の良好な状態を維持することで、突発的な異常・故障を防止し、常に利用者が安全かつ快適に利用できるよう計画的な保守点検を行うこと。業務は関係法令に従い、法令に基づく検査・点検は、所定機関、有資格者をもって行い、保守点検・環境衛生業務等を再委託する場合は、事前に本市の承認を得ること。

### 施設名：新潟市亀田総合体育館

項目	主な内容	頻度	備考
消防用設備 消防法第17条の3の3	機器点検	2回/年	
	総合点検	1回/年	
建築物 建築基準法第12条第2項	建築物定期点検	1回/3年	
建築設備・防火設備 建築基準法第12条第4項	定期点検	1回/年	
エレベーター 建築基準法第12条第4項	保守点検	1回/月	
	定期点検	1回/年	
自家用電気工作物 電気事業法第42条	月次点検	1回/月	
	年次点検	1回/年	
	臨時点検	必要の都度	
自動ドア	保守点検（フルメンテナンス） （障がい者用・農村公園含む）	3回/年	9基
バコティンヒーター	保守点検	1回/年	
水処理装置	巡回点検	1回/月	
	メーカー保守点検	2回/年	9月・3月
	レジオネラ属菌検査	1回以上/年	4槽
プール水質検査 新潟市プール条例施行規則	遊離残留塩素濃度	3回以上/日	新潟市プール条例施行規則による
	水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌	1回以上/月	
	総トリハロメタン	1回以上/年	
	本市の要請に応じた水質検査	都度	
空調フィルター	空調機・ファンコイルフィルター清掃	2回/年	冷暖房中間期
貯湯槽	水抜き点検・槽内清掃	1回/年	2基

項目	主な内容	頻度	備考
冷却塔 (クーリングタワー)	水抜きフィルター清掃	2回/年	冷房前後
	定期点検	1回/月	冷房シーズン中
	薬品洗浄	1回/月	冷房シーズン中
	レジオネラ属菌検査	1回/年	冷房シーズン中
貯水槽 水道法 新潟市貯水槽給水施設の衛生 管理指導要綱	清掃 (鉄板製受水槽 82 m <sup>3</sup> )	1回/年	
	水質検査		貯水槽清掃後
簡易専用水道検査 水道法第34条の2	厚生労働大臣の登録を受けた者による 検査	1回/年	
排ガス測定	温水ボイラー2基及び冷温水発生機1 基の排ガス測定	2回/年	
ばいじん測定 大気汚染法第16条	計量証明事業者による測定。ボイラー 等燃焼による窒素酸化物等の測定	1回/5年	次回2028年度
樹木等の維持管理	農村公園及び総合運動公園内	適宜	
	樹木管理		
	除草		
	病虫害予防		
	樹木の冬囲い		
	梅の剪定管理		
	芝生管理		
	その他必要な作業		
池水・水浄化装置	農村公園内の水路関係の機器保守及び 清掃等 (流れ設備・石張水路)	1回/年	7～8月
高圧機器点検	V C B ・ L B S の点検及び注油	1回/年	停電検査時
ウォータースライダー 建築基準法第12条	日常点検	毎日	目視、触診
	法定点検	1回/年	
	ワックスがけ、ポンプ整備	1回/2年	隔年交互に実施
トレーニングマシン	メーカーによる点検整備	1回以上/年	
バスケットゴール	メーカーによる点検整備	1回以上/年	
農村公園浄化槽 浄化槽法	保守点検・清掃	6回/年	
	法定検査	1回/年	

項目	主な内容	頻度	備考
高所作業台	メーカー代理店による保守点検	1回／3年	次回 2024 年度
美術バトン吊物装置	施工業者による点検	1回／3年	次回 2024 年度
AED	日常点検（動作確認）	毎日	
プールの過材交換	レクリエーション・幼児用プール	1回／4年	次回 2027 年度
	25メートルプール		次回 2024 年度
除雪	歩道除雪	適宜	
	駐車場除雪（江南区文化会館と協議）	適宜	委託
ごみ収集	施設内のごみ収集		

※上記のほか施設管理に必要な点検等について、本市と協議の上実施すること。

#### 施設名：新潟市亀田総合体育館武道場・屋内多目的運動場

項目	主な内容	頻度	備考
消防用設備 消防法第17条の3の3	機器点検	2回／年	
	総合点検	1回／年	
建築物 建築基準法第12条第2項	建築物定期点検	1回／3年	
建築設備・防火設備 建築基準法第12条第4項	定期点検	1回／年	
GHP空調機	保守点検、整備 GHP-A系統 室外機1台、室内機8台 GHP-B系統 室外機1台、室内機8台	1回／年	
放射暖房設備 (遠赤外線暖房設備)	保守点検	1回／年	
自動ドア	保守点検（フルメンテナンス）	3回／年	4基
AED	日常点検（動作確認）	毎日	

※上記のほか施設管理に必要な点検等について、本市と協議の上実施すること。

**施設名：新潟市亀田運動広場**

項目	主な内容	頻度	備考
消防用設備 消防法第17条の3の3	・機器点検	2回／年	ふれあいドーム
	・総合点検	1回／年	
砂入り人工芝コート	整備	適宜	
ふれあいドーム周り	除草	適宜	
AED	日常点検（動作確認）	毎日	
除雪		適宜	
少年野球場内	緑地維持管理	適宜	少年野球場
	樹木管理・病虫害予防・除草等		
	グラウンド整備		
	屋外ゲートボールコートの整備・除草		
駐車場	除草	適宜	

※上記のほか施設管理に必要な点検等について、本市と協議の上実施すること。

**施設名：かわね公園多目的グラウンド**

項目	主な内容	頻度	備考
自家用電気工作物 電気事業法第42条	月次点検	1回／月	
	年次点検	1回／年	
ナイター照明	照明器具の交換	適宜	
グラウンド	整備・除草	適宜	
AED	日常点検（動作確認）	毎日	

※上記のほか施設管理に必要な点検等について、本市と協議の上実施すること。

### 3 清掃業務

#### (1) 新潟市亀田総合体育館

指定管理者は、本施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために清掃業務を実施すること。清掃はできる限り利用者の妨げにならないように実施することとし、施設内を細部にわたり清掃することにより、破損箇所及び破損の恐れのある箇所を事前に発見するように努めること。

ガラス清掃を含む高所作業等については、労働安全衛生規則やその他の関係法規を遵守し、安全管理の万全を期して所定の業務を行うこと。

##### 【基本方針】

- ・ 建物の各種建材の特性を十分認識した上で、最適の清掃資機材を使用する。
- ・ 光熱水費を伴う水・電気等の使用は必要最小限にとどめ、照明は作業終了次第直ちに消灯する。

##### 【清掃業務内容】

日常清掃、定期清掃及び特別清掃とする。

①日常清掃 ②定期清掃 ③特別清掃の業務は清掃作業基準表（別添）の内容にしたがって行う。また、開館前・閉館作業としての清掃を行う。

※清掃作業基準表で示した内容・清掃回数等を変更する場合は、必ず本市の承諾を得ること。

##### 【作業範囲】

###### ① 共用部分

地上2階までのうち、清掃作業基準表に示された指定場所を作業対象とする。

###### ② 専用部分

地上2階までのうち、清掃作業基準表に示された指定場所を作業対象とする。

###### ③ 外装部分

地上2階までの窓ガラスを作業対象とする。

##### 【清掃作業時間】

###### 《日常清掃》

休館日を除き、午前8時から午後5時までの間で行う。本市の要請により作業時間を変更することがある。

###### 《定期清掃》

定期清掃は原則として、日常清掃の午前8時から午後5時の間に行うか、また時間内にできない箇所については、休館日の午前8時から午後5時までの間に実施する。

###### 《特別清掃》

特別清掃は、執務に支障がないように平日または、休館日の午前8時から午後5時までの間に行う。

## 新潟市亀田総合体育館 清掃業務一覧表

種別	業務名称	内容	頻度
清掃業務	日常清掃	休館日除く毎日 8:00～17:00	毎日
	床面清掃	床面ワックス仕上げ 2,081 m <sup>2</sup>	1回/月 (床面の状況を見て実施)
		床面洗浄 600 m <sup>2</sup>	
		アリーナウレタン塗装 (状況により協議)	1回/2年 (奇数年)
	カーペット清掃	ランニングコース含	1回/年
	窓ガラス清掃	全館	2回/年
	サッシ清掃	全館	1回/年
	プール棟 ロッカールーム清掃	塩ビマット清掃	1回/月
	プール清掃	水中ロボットによる清掃 (25mプール)	2回/週
		人力による水中クリーナー清掃	1回/週
プール水抜き清掃		適宜	

備考：床面清掃のアリーナウレタン塗装は、ポリシャープラシにより古いウレタンを除去後、指定ウレタン（油変性型ポリウレタン樹皮塗料 1液性）を使用し行うこと。

水中ロボット・水中クリーナーは、指定管理者又は委託業者が負担・準備すること。

※ 日常清掃等詳細は、別表の清掃作業基準表を参照のこと。

### 【開館・閉館作業】指定管理者が自ら行うもの。

#### 《開館作業》

- ・メインアリーナ・サブアリーナのモップ掛け及び利用開始準備（開館日毎日）
- ・プール内ごみ拾い清掃、及び冬期間のシート上げ、プール内給排水口及びウォーター  
スライダー始業前点検・プール室内床水撒き（開館日毎日）
- ・コインロッカー清掃（ロッカー数 1,000 個）（週 1 回）
- ・トレーニングルームマシン清掃（開館日毎日）及び利用前準備
- ・テニスコート整備（開館日 適宜）・メインアリーナ廻り植栽散水

#### 《閉館作業》

- ・プールロッカールーム内清掃（水切り・マットめくり）及び冬期間のシート掛け（開館  
日毎日）
- ・トレーニングルーム内清掃（開館日毎日）
  - ①掃除機掛け：ゴムマット、カーペット
  - ②トレーニングマシン拭き：トレーニングルームマシン拭用タオル交換・洗濯
- ・ロッカールーム内 シャワー室水撒き清掃 及びコインロッカー確認（開館日毎日）

## (2) 新潟市亀田総合体育館武道場・屋内多目的運動場

日常並びに定期清掃・特別清掃を主たる任務とし、良好な環境衛生の維持と建材の保全に努め、労働安全衛生規則やその他の関係法規を遵守して安全管理の万全を期し、各作業に応じた作業基準を定め、業務を遂行する。

一般日常清掃		260.70 m <sup>2</sup>	(共有部分)
床面清掃	1回/月	64.40 m <sup>2</sup>	(共有部分)
床面清掃・ワックス仕上げ	4回/年	198.31 m <sup>2</sup>	(共有部分)
窓ガラス清掃	2回/年	267.99 m <sup>2</sup>	
コインロッカー清掃	1回/週	32個	

※詳細は、清掃作業基準表を参照のこと。なお、武道場・屋内多目的運動場内部の清掃は適宜行うこと。

## (3) 新潟市亀田運動広場

ふれあいドームトイレ清掃	4回/月
少年野球場トイレ清掃	4回/月
倉庫内清掃・整理	適宜
全体清掃	適宜
側溝清掃	1回/年

## (4) かわね公園多目的グラウンド

倉庫内清掃・整理	適宜
----------	----

# 清掃作業基準表

施設名 新潟市亀田総合体育館

No. 1

作業内容及び回数				日常清掃										定期清掃						
				床 面 掃 き 掃 除	床 面 拭 き 掃 除	床 面 掃 除 機 掛 け	床 面 デ ッ キ ブ ラ シ 掛	屑 入 れ 処 理	硝 子 拭 き	衛 生 処 理	ペ ー パ ー 補 給	防 塵 マ ツ ト 清 掃	金 属 部 清 掃	巡 回 清 掃	椅 子 清 掃	床 面 清 掃	ガ ラ ス 清 掃	サ ツ シ 清 掃	カ ー ペ ツ ト C	
作業箇所	床材	面積																		
【サブアリーナ棟】																				
1 F	事務室	ビニール床タイル	108	1	1												1/月	年 2 回 実 施 （ 実 施 時 期 は 凡 例 参 照 ）	年 1 回 実 施 （ 実 施 時 期 は 凡 例 参 照 ）	年 1 回 実 施 （ 実 施 時 期 は 凡 例 参 照 ）
	応接室	タイルカーペット	24	1		1		1												
	会議室	タイルカーペット	36	1		1		1												
	医務室	ビニール床タイル	14	1	1												1/月			
	湯沸室	ビニール床タイル	8	1	1	1		1					1				1/月			
	休憩コーナー	磁器タイル	162		1	1							1				1/月			
	トレーニングルーム	運動用カーペット	360	設備機器管理・保守点検・環境衛生・清掃等業務仕様書9ページを参照のこと。																
	ロッカールーム5	ビニール床タイル	72	1	1			1					1				1/月			
	ロッカールーム6	ビニール床タイル	72	1	1			1					1				1/月			
	化粧室5	ビニール床タイル	48	1	1								1	1			1/月			
	化粧室6	ビニール床タイル	48	1	1								1	1			1/月			
	シャワー室5	磁器タイル	24				1						1	1			1/月			
	シャワー室6	磁器タイル	24				1						1	1			1/月			
	WC 5 (トレロッカー)	ビニール床タイル	6	1	1					1	1		1	1			1/月			
	WC 6 (トレロッカー)	ビニール床タイル	6	1	1					1	1		1	1			1/月			
	控室2	合成樹脂塗床	24	1/週													1/月			
	風除室3	合成樹脂塗床	12	1						1			1	1	1		1/月			
風除室4	合成樹脂塗床	12	1						1			1	1	1		1/月				
前室1～	合成樹脂塗床	12	1/週													1/月				
倉庫2	ビニール床タイル	5																		
2 F	サブアリーナ	大型積層フローア	864														1/2年			
	用具室4	防塵用塗床	72	1/週																
	控室3	防塵用塗床	40	1/週																
	前室6	タイルカーペット	24	1		1														
	倉庫3	防塵用塗床																		
	空調機械室4	防塵用塗床																		

凡例 \*この基準表を基本とするが利用者が触れる部分は常に清潔な状態で保たれていること。汚れ発見時には即時簡易清掃を行うこと。

- |                   |  |                     |  |                    |
|-------------------|--|---------------------|--|--------------------|
| 1. 日常清掃面積         | 毎日   | 3,840㎡              | 週1回  | 1,035㎡             |
|                   | 随時   | 480㎡                | (日常清掃のほか、開館前・閉館作業としてトレーニングルーム清掃等を行う)           |                    |
|                   | 使用都度   | 726㎡                |  |                    |
| 2. 床面清掃面積         | 月1回  | 2,081㎡              | 適宜   | 600㎡               |
|                   | (月1回及び適宜の箇所とも、床面の状況を見て実施)  |                     |  |                    |
|                   | ※体育館の床板清掃については、文部科学省・スポーツ庁通知「29施設企第2号平成29年5月29日」を参考に行うこと。<br>(日常清掃・定期清掃共通事項) |                     |  |                    |
| 3. アリーナウレタン塗装面積   | 2年に1回  | 2,376㎡              | 原則として奇数年に実施（アリーナ状況を考慮し、実施の有無について協議）            |                    |
| 4. ガラス清掃・サッシ清掃面積  | 年2回  | 2,470㎡              | サッシ清掃は年1回<br>(委託期間中、ガラス清掃 6・10月に実施 サッシ清掃 6月実施) |                    |
| 5. カーペット清掃面積      | 年1回  | 1,493㎡              | (11月実施)  |                    |
| 6. プール清掃（水中ロボット等） | 週2回  | 水中ロボットによる清掃（25mプール） | 週1回  | 水中クリーナー清掃 適宜 水抜き清掃 |

# 清掃作業基準表

施設名 新潟市亀田総合体育館

作業内容及び回数			日常清掃											定期清掃				
			床面掃き掃除	床面拭き掃除	床面掃除機掛け	床面デッキブラシ掛	屑入れ処理	硝子拭き	衛生処理	ペーパー補給	防塵マット清掃	金属部清掃	巡回清掃	椅子清掃	床面清掃	ガラス清掃	サッシ清掃	カーペットC
作業箇所	床材	面積																
【アリーナ棟】																		
1 F	風除室 2	磁器タイル	12	1	1				1			1	1	1			1/月	
	ホワイエ	磁器タイル	504	1	1		1						1				1/月	
	メインアリーナ	カナディアンメープル	1,512														1/2年	
	用具室 1	防塵用塗床	72		1/週	1/週												
	用具室 2	防塵用塗床	72		1/週	1/週												
	ラウンジ 1	ビニール床シート	36	1	1													1/月
	ラウンジ 2	ビニール床シート	36	1	1													1/月
	ガス遮断弁室	防塵用塗床	36															
	準備室	ビニール床タイル	36															
	空調機械室 1	防塵用塗床	60															
	空調機械室 2	防塵用塗床	60															
	WC 男 1 (階段下)	ビニール床シート	16	1	1			1		1	1		1	1				1/月
	WC 女 1 (階段下)	ビニール床シート	12	1	1			1		1	1		1	1				1/月
	WC 男 2 (階段下)	ビニール床シート	16	1	1			1		1	1		1	1				1/月
	WC 女 2 (階段下)	ビニール床シート	12	1	1			1		1	1		1	1				1/月
	放送室	タイルカーペット	12			適宜												
	控室 1	タイルカーペット	12			適宜												
	ロッカールーム 1・2	ビニール床シート	84	1	1			1						1				1/月
	化粧室 1	ビニール床シート	6	1	1			1						1				1/月
	化粧室 2	ビニール床シート	6	1	1			1						1				1/月
シャワー室 1・2	磁器タイル	30				1	1											
WC 1 (メインロッカー)	ビニール床シート	4	1	1			1		1	1		1	1				1/月	
WC 2 (メインロッカー)	ビニール床シート	4	1	1			1		1	1		1	1				1/月	
WC 3 (身障者)	ビニール床シート	4	1	1			1		1	1		1	1				1/月	
発電機室	防塵用塗床	36																
電気室	防塵用塗床	72																
自動販売機コーナー	磁器タイル	5		1	1		1						1				1/月	
2 F	メインエントランス	磁器タイル	105	1	1		1						1				1/月	
	風除室 1	磁器タイル	24	1	1				1			1	1				1/月	
	エントランスホール	タイルカーペット	468			1							1	1				
	選手控室 1・2 (観覧席)	タイルカーペット	600			使用都度							使用都度				別途	
	選手控室 3 (観覧席)	タイルカーペット	126			使用都度							使用都度				別途	
	ランニングコース	運動用カーペット	365			1/週												
	メイン階段室	タイルカーペット	72			1							1					
	階段室 A・B	タイルカーペット	32			適宜												
階段室 C・D	タイルカーペット	48			適宜													

年 2 回 実 施 ( 実 施 時 期 は 凡 例 参 照 )  
 年 1 回 実 施 ( 実 施 時 期 は 凡 例 参 照 )  
 年 1 回 実 施 ( 実 施 時 期 は 凡 例 参 照 )

※体育館の床板清掃については、文部科学省・スポーツ庁通知「29施企第2号平成29年5月29日」を参考に行うこと。  
(日常清掃・定期清掃共通事項)

# 清掃作業基準表

施設名 新潟市亀田総合体育館

No. 3

作業内容及び回数				日常清掃										定期清掃			
				床面掃き掃除	床面拭き掃除	床面掃除機掛け	床面デッキブラシ掛	屑入れ処理	硝子拭き	衛生処理	ペーパー補給	防塵マット清掃	金属部清掃	巡回清掃	椅子清掃	床面清掃	ガラス清掃
作業箇所	床材	面積															
1 F	【プール棟】																
	熱源機械室	防塵用塗床	126														
	空調機械室	防塵用塗床	42														
	WC男 4	磁器タイル	18			1	1		1	1		1	2		1/月		
	WC女 4	磁器タイル	18			1	1		1	1		1	2		1/月		
	プール室床	ビニール床	600	1			1								適宜		
	用具室 3	合成樹脂塗床	18	1/週	1/週												
	ラウンジ 3	磁器タイル	80			1	1								1/月		
	採暖室	磁器タイル	18				1		1						1/月		
	監視員室	合成樹脂塗床	18	適宜	適宜												
	倉庫 1	防塵用塗床	18														
	ロッカールーム3	塗床塩ビマット	90		1								2		1/月		
	ロッカールーム4	塗床塩ビマット	90		1								2		1/月		
	化粧室 3	塗床塩ビマット	9	1				1					2		1/月		
	化粧室 4	塗床塩ビマット	9	1				1					2		1/月		
	シャワー室 3	磁器タイル	12			1							1	2	1/月		
	シャワー室 4	磁器タイル	12			1							1	2	1/月		
	WC男 3(プール)	磁器タイル	20			1	1		1	1		1	2		1/月		
	WC女 3(プール)	磁器タイル	20			1	1		1	1		1	2		1/月		
	WC 7(身障者)	磁器タイル	9			1	1		1	1		1	2		1/月		
シャワー	磁器タイル	36			1							1	2	1/月			
サブエントランス2	磁器タイル	39	1			1						1		1/月			
プールテラス(外部)	磁器タイル	360	随時														
2 F	ミーティングルーム	タイルカーペット	96			1	1										
	チビッコ広場	タイルカーペット	72			1	1										
	WC男 5	ビニール床シート	21	1			1		1	1		1	1		1/月		
	WC女 5	ビニール床シート	21	1			1		1	1		1	1		1/月		
	プールテラス(非常口)	磁器タイル	120	随時													
	空調機械室 5	防塵用塗床	40														
他	WC 8 (身障者)	ビニール床シート		1	1		1		1	1			1				
	外周・駐車場												1				
	農村公園WC			1			1		1	1		1	1				

年 2 回実施（実施時期は凡例参照）  
 年 1 回実施（実施時期は凡例参照）  
 年 1 回実施（実施時期は凡例参照）

# 清掃作業基準表

施設名 亀田総合体育館武道場・屋内多目的運動場

No. 4

作業内容及び回数				日常清掃										定期清掃		
				床 面 掃 き 掃 除	床 面 拭 き 掃 除	床 面 掃 除 機 掛 け	床 面 デ ッ キ ブ ラ シ 掛	屑 入 れ 処 理	硝 子 拭 き	衛 生 処 理	ペ ー パ ー 補 給	防 塵 マ ツ ト 清 掃	金 属 部 清 掃	巡 回 清 掃	椅 子 清 掃	床 面 清 掃
作業箇所	床材	面積														
1 F	風除室1・2	磁器タイル	19.72	1	1			1			1		1		1/月	
	玄関ホール	磁器タイル	44.68	1	1								1	1	1/月	
	事務室	長尺ビニルシート	6.57	1	1											4/年
	男子更衣室・洗面・脱衣室・トイレ	長尺ビニルシート	45.67	1	1		1					1				4/年
	女子更衣室・洗面・脱衣室・トイレ	長尺ビニルシート	39.83	1	1		1					1				4/年
	男子シャワー室	磁器タイル	4.42			1						1	1			
	女子シャワー室	磁器タイル	4.42			1						1	1			
	多目的シャワー室	磁器タイル	3.35			1						1	1			
	多目的トイレ・更衣室	長尺ビニルシート	6.96	1	1				1	1		1	1			4/年
	廊下	長尺ビニルシート	85.08	1	1			1				1				4/年
	武道場1・2	大型積層フローリング	829.62													
	武道場1・2観覧席		59.36	適宜												
	前室1・2	長尺ビニルシート	14.2													4/年
	器具庫1～6	ラウン合板・長尺ビニルシート	69.8													
	屋内多目的運動場	砂入り人工芝	1175.83													
器具庫7・8	防塵塗装塗り	9.02														
2 F	窓ガラス	ガラス	267.99													2/年

凡例 \*この基準表を、基本とするが利用者が触れる部分は常に清潔な状態で保たれていること。汚れ発見時には即時簡易清掃を行うことを基本とする。

- |                   |                            |        |     |         |
|-------------------|----------------------------|--------|-----|---------|
| 1. 日常清掃面積         | 毎日                         | 260.7㎡ |     |         |
|                   | 随時                         | 59.36㎡ |     |         |
| 2. 床面清掃面積・ワックス仕上げ | 月1回                        | 64.4㎡  | 年4回 | 198.31㎡ |
|                   | (月1回及び年4回の箇所とも、床面の状況を見て実施) |        |     |         |

床板清掃については、文部科学省・スポーツ庁通知「29施設企第2号平成29年5月29日」を参考に行うこと。  
(日常清掃・定期清掃共通事項)

- |                  |                               |         |           |  |
|------------------|-------------------------------|---------|-----------|--|
| 4. ガラス清掃・サッシ清掃面積 | 年2回                           | 267.99㎡ | サッシ清掃は年1回 |  |
|                  | (ガラス清掃 6月・10月に実施 サッシ清掃 6月実施 ) |         |           |  |